証券コード　3694
平成27年６月９日

株　主　各　位

佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木223番地１
株式会社オプティム
代表取締役社長　菅谷　俊二

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午後２時

２．場　　所　佐賀県佐賀市与賀町1-2
ホテルニューオータニ佐賀　２階　キャッスルテラス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第15期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　案　定款一部変更の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.optim.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、政府・日銀による金融緩和策により景気の回復が見られたものの、消費税増税後の個人消費の回復遅れが企業業績に影響し、経済成長の停滞が予測されるなど、依然厳しい状況が続いております。

当社を取り巻く経済環境では、タブレット、スマートフォンの普及がより一層進み、法人分野では、いわゆるガラケーと呼ばれる携帯電話からの置き換えだけでなく、情報端末として業務と密接に関連した利用用途例が少しずつ増加してまいりました。

また、コンシューマー分野では、MVNO（格安SIM販売）サービスを家電量販店等が開始しており、より安価で手軽にスマートフォン・タブレットを利用できる環境が広がっております。

このような市場環境の中、各サービスともに順調にライセンスを伸ばしております。また製品、サービス面では、「Optimal Biz」の新しいパートナーとして、以前より他サービスを販売頂いている、東日本電信電話株式会社、富士ゼロックス株式会社などが販売を開始いたし更に販売パートナー企業も増加いたしました。コンシューマ分野でもMVNOサービスの拡大と合わせて各社の顧客満足度向上に向けた重要なサービスとして当社サービスの採用が続いております。また、リモートマネジメントサービスでは、IT機器の画面共有だけではなく、スマートフォンのカメラやウェアラブル機器を使って遠隔地の体験を共有する「Remote Experience Sharing」の概念を打ち出し、新しい分野へと事業拡大を行っております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、期初計画を達成し、また、平成27年２月12日には、平成27年３月期通期業績予想の売上高、利益において上振れ修正を行うと同時に、売上高、利益ともに過去最高となる大幅な伸長となり、売上高は2,149,654千円、営業利益は402,067千円、経常利益は403,499千円、当期純利益は243,291千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は3,385千円で、その主な内容は、PC及び電話機等の購入費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成26年10月22日に公募増資による89,500株及び平成26年11月25日に第三者割当増資による34,400株の新株式の発行により455,952千円、また、平成26年８月28日を払込期日とする自己株式23,390株の処分及び平成26年10月21日を払込期日とする自己株式140,400株の処分による株式売出しにより552,563千円、総額で1,008,515千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成24年３月期)	第 13 期 (平成25年３月期)	第 14 期 (平成26年３月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売　上　高(千円)	1,301,608	1,434,167	1,709,896	2,149,654
経 常 利 益(千円)	80,300	98,263	113,148	403,499
当 期 純 利 益(千円)	37,328	43,840	50,089	243,291
１株当たり当期純利益　(円)	49.93	58.64	67.00	40.47
総　資　産(千円)	793,133	881,759	1,021,284	2,396,108
純　資　産(千円)	571,380	615,220	665,310	1,717,633
１株当たり純資産　(円)	764.29	822.93	889.93	259.79

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成26年６月20日開催の取締役会において平成26年７月９日付で株式１株につき２株の割合をもって、また、平成27年２月24日開催の取締役会において平成27年４月１日付で株式１株につき４株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。なお、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は以下のとおりです。

区　　分	第 12 期 (平成24年３月期)	第 13 期 (平成25年３月期)	第 14 期 (平成26年３月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
１株当たり当期純利益　(円)	6.24	7.33	8.38	40.47
１株当たり純資産　(円)	95.54	102.87	111.24	259.79

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①売上の拡大について

現在の当社の主力サービスは、クラウドデバイスマネジメントサービス及びサポートサービスであります。特にクラウドデバイスマネジメントサービスにおいては、当該市場の成長や当社の本市場における製品シェアの拡大に伴うライセンス料増加により、安定収入源を拡大させつつあります。しかし、国内外から多数の競合が参入しており、競争環境は激化しております。その中で更にシェアを拡大し国内の販売基盤を強化していくこと及び海外での販売実績を拡大していくことが重要な経営課題となります。また、サポートサービスにおいては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社からのPCセットアップツールや診断・復旧サービスなどのライセンス料により一定の安定収入を確保出来ております。しかし、PC市場は成長性が鈍化しており、当該売上高は減少傾向にあります。今後はこれまで以上に成長分野であるスマートフォン、タブレットを中心とした、クラウドデバイスマネジメントサービス、リモートマネジメントサービスへ注力していく方針であります。

（ア）国内市場における更なる売上の拡大

国内市場においては、以下のサービスに注力してまいります。

まず、クラウドデバイスマネジメントサービスについて、法人向けクラウドデバイス管理ソリューションである「Optimal Biz」は、様々なOSを搭載したネットワークデバイスを、一元的にマネジメントできることをコンセプトとしたサービスになっております。様々なニーズに対応すべく、製品・サービスの対象市場や目的に応じて、以下のラインナップを提供しております。

製品・サービス名	概要
1.Optimal Biz	法人向けスマートフォン/タブレット/パソコン/サーバーを管理対象デバイスとし、iOS/Android/Windows/Macを管理対象OSとする、クラウド上から一元管理できるマルチデバイス、マルチキャリア、マルチOSのクラウドデバイスマネジメントサービス。デバイスの「紛失盗難対策」、「不正利用防止」、「資産管理」、「初期OS環境設定」を行うことができ、デバイス導入に必須のプラットフォーム。上記、デバイス、OSの組み合わせ数を持つ他社製品は世界でも当社のみ（自社調べ）。
2.Optimal Biz Docs	Optimal Bizのオプション製品。専用のドキュメントビューワーを用い、企業で取り扱う業務ドキュメントをセキュアに管理することができる。
3.Optimal Biz Browser	Optimal Bizのオプション製品。専用のブラウザーを用い、URLベースのWebフィルタリングを行うことができ、業務時間中の不正インターネット利用を防止したり、生徒が不適切なコンテンツを閲覧することを防止することができる。また、Webの閲覧履歴を取得し、Web利用動向を監視することができる。
4.Optimal Biz Gadget	Optimal Bizのオプション製品。クラウド上でデバイスのホーム画面（UI）を設計し、複数台のデバイスに対して同一のホーム画面(UI)を一括して設定することができ、業務専用デバイス化を支援することができる。
5.Optimal Biz Smart Remote	Optimal Bizのオプション製品。スマートフォンやタブレットから、自社内のWindowsパソコン画面をセキュアに操作することができる製品。
6.Optimal Biz AntiVirus(Powered by TRENDMICRO)	Optimal Bizのオプション製品。Android向けのウイルス対策ソフトで、マルウェアやウイルスを含むアプリケーションを検知することができ、情報漏えい対策を行うことができる。本製品は、ウイルス対策ソフトを専業で提供するTREND MICRO社とのアライアンスにより提供を実現している。

製品・サービス名	概要
7.Optimal Biz WebFiltering(Powered by i-Filter)	Optimal Bizのオプション製品。専用のブラウザーを用い、カテゴリによるWebフィルタリングを行うことができ、業務時間中の不正インターネット利用を防止したり、生徒の不適切なコンテンツの閲覧を防止することができる。本製品は、カテゴリによるWebフィルタリング製品を専業で提供するデジタルアーツ社とのアライアンスにより提供を実現している。
8.Optimal Biz Wrapping(Powered by Mocana)	Optimal Bizのオプション製品。自社開発アプリケーションのセキュリティ強化を目的とし、自社アプリに特別な開発ソースコードを埋め込むことなく、アプリケーションをラッピングするサービス。自社アプリのデータ暗号化やデータ漏えい防止機能、アプリケーションVPNなど、強固なセキュリティ対策を実現したい企業様向けの製品。本製品は、米国のラッピング主要ベンダーMocana社とのアライアンスにより提供を実現している。
9.Optimal Biz 24365ロックワイプ代行サービス	Optimal Bizのオプションサービス。デバイスの盗難・紛失時に24時間365日、いつでもデバイスのロックとワイプを代行してくれるサービス。本サービスは、業務委託先のコールセンターとのアライアンスにより提供を実現している。
10.mamoly(まもりー)	個人向けペアレンタルコントロールサービス。法人向けクラウドデバイスマネジメントサービスで培ったデバイスコントロール技術を応用し、親が子供のデバイス利用を制限・監視することに特化したサービス。

中でも、スマートフォン、タブレットを対象とした市場である、モバイルデバイスマネジメント(MDM)市場においては、当社の「Optimal Biz」が、3年連続国内SaaS型MDM市場シェアNo.1(出典：株式会社アイ・ティ・アール「ITR Market View：エンタープライズ・モバイル管理/スマートアプリ開発市場2014」)となっております。更に、第３社調査機関である、富士キメラの「2014 ネットワークセキュリティビジネス調査総覧 上巻 2014［6.上位ベンダーにおける提供状況(金額)］」においても、2014年度MDM市場において市場シェアNo.1を獲得しております。

当社では更なる売上シェア拡大を目指し、当社の強みである「１．豊富な特許群を組み込んだ独自製品・サービスによる優位性の拡大」、「２．継続的なプラットフォームへの開発投資によるプラットフォーム強化」、「３．販売チャネルの販売力とカバレッジの広さを利用した販売拡大」、「４．成長市場でのシェア1位を利用したアライアンス戦略の推進、及び相互シナジーによる価値提供」、「５．業界に特化した製品・サービスの展開(特に教育ICT、医療ICT等）」、「６．新たに創出される市場・環境変化への製品・サービスの展開(特にMVNO、FVNO、マイナンバー等)」に注力してまいります。

直近の市場動向として、大企業での導入ニーズが拡大していることから、これまで課題となっている社内の既存業務システムとの連携を強化し、アプリケーション及びコンテンツをセキュアに利用できるサービスの提供を実施し、大企業でのスマートデバイス導入時のMDMとして採用を推進してまいります。

また、年々、企業のモバイルデバイス導入の本格化に伴い、単にセキュリティのためにMDMを導入するというのではなく、モバイルを活用した業務の効率化を目的としてアプリケーションやサービス、コンテンツの管理を含めた統合環境が要求されるようになってきております。当社では、MDMからEMMまで様々なニーズに対応できる製品ラインナップを自社開発及びアライアンス戦略により拡充し、市場の変化へ対応しつつ、シェア拡大を図ってまいります。更には、様々なニーズに対応できる製品ラインナップを提供することで、グローバルにおける当該サービスの展開を推進してまいります。

また、文教市場においても、2020年までに高校生一人に一台タブレット端末を配布するという国の目標に基づき、端末の導入が進んでおります。この市場においても、端末紛失のリスクや学校内外での利用ポリシーの変更などデバイスマネジメントの必要性が顕在化しております。加えて、デバイスマネジメントだけでなく、端末の操作方法を教えるためのリモートサポート、ネットワーク接続を自動診断・復旧させるためのサポートツールも有効であることから、当社のサービスを組み合わせた提案を進めてまいります。尚、本分野において、佐賀県での正式採用が決定しており、平成26年4月から全県立高校の新入生へ配布されるタブレット端末への導入が開始されております。この実績を基に、全国の教育機関や自治体に対しても展開を推進してまいります。

今後、IoT/ウェアラブル分野においても、IDC Japanによると2018年までに21兆円規模の市場に成長すると予測されており、当社においても大きな機会となりうることを期待しております。この市場においても、研究開発を推進し、来るべきIoT/ウェアラブル時代に備え、製品・サービスの提供を実施してまいります。

次に、リモートマネジメントサービスにおいては、法人及び個人向けリモートマネジメントサービスである「Optimal Remote」は様々なOS同士の画面をリモートで共有し、操作サポートのみならず、体験（知識、ノウハウ、情報）を共有する環境を提供します。お客様の様々なニーズに対応すべく、製品・サービスの対象市場や目的に応じて、以下のラインナップを提供しております。

製品・サービス名	概要
1.Optimal Remote	法人及び個人向けスマートフォン/タブレット/パソコン/サーバーを対象デバイスとし、iOS/Android/Windows/Macを対象OSとする、リモートマネジメントサービス。デバイスの「遠隔画面共有」、「遠隔操作」をコア技術とし、画面と画面を共有することにより操作サポートのみならず、体験（知識、ノウハウ、情報）を共有する環境を提供する。
2.Optimal Remote Ubiquitous	法人向けIP機器を対象デバイスとする、リモートマネジメントサービス。スマートフォン/タブレット/パソコン/サーバーはもちろんのこと、プリンターやネットワーク機器など、WebUIをもつすべてのIP機器を対象としてリモート操作を行うことができる特徴を持つ。当社特許技術である機器検出技術を用い、企業内ネットワーク機器を検出し、当該機器をリモートから操作することができる。主に、遠隔地の保守メンテナンスに利用する。
3.Optimal Second Sight	法人及び個人向けスマートフォン/タブレットを対象デバイスとし、カメラのライブ映像をリアルタイムで共有することができるVisual Remote Support Service。

製品・サービス名	概要
4.OPTiM SDK/Communication SDK	当社の各サービスを共通する開発基盤「Optimal One Platform」の中核コンポーネントで、画面共有、VoIP、Chatなどコミュニケーションのリアルタイム化を実現するSDK。Optimal One Platformのオープン化に伴い、アプリ開発ベンダーが「Communication SDK」を活用したアプリケーションの提供を行うことが可能。
5.Optimal Meeting（仮）	現在の会議用モニター、プロジェクターよりも簡単に、手軽に使える画面共有サービスをコンセプトとし、登録不要・インストール不要でWeb会議システムよりも簡単に、資料共有やコラボレーションが行えるサービス（開発中）。
6.Optia	離れた家族や友達が音声や画面を共有し、スマホとスマホで体験を分かち合うサービス。通話しながら地図を共有して待ち合わせをしたり、グルメサイトを共有しながらディナーするお店を一緒に選ぶなど、使い方は様々。現在は、無料提供を行っている。
7.Premium Remote Support Service	法人及び個人向けにユーザーから数百円の月額定額料金をいただくことで、IT機器全般の操作方法、不具合・トラブルに対するサポートをまるごと提供するサービス。
8.スマホ安心パック	MVNO向けに、端末の使い方サポートを始め、端末保証、リモートロック・ワイプ、セキュリティ等、お客様がより安心してスマホ・タブレットをご利用いただけるサービスをパックにし、MVNOのサポートサービス提供を当社が支援するサービス。

当社では更なる売上シェア拡大を目指し、リモートマネジメントサービスでは、成長分野であるスマートフォン、タブレットを中心とした、サービス展開を強化しております。また、従来のリモートマネジメントサービス単体製品の提供形態から、リモートマネジメントサービスを必要とするユーザーの「ITに不慣れであるユーザー属性」に適した統合的なサービス提供形態へのシフトを図ってまいります。これにより、単体製品の企業毎への年額ライセンス提供形態から、ユーザー毎への月額ライセンス提供形態へシフトさせ、収益性を向上させてまいります。

具体的には、当事業年度からサービスの提供を開始した、「Premium Remote Support Service」、「スマホ安心パック」によりユーザー毎への月額ライセンス提供形態へシフトを進めております。

直近の市場動向として、MVNO市場が広がり始めていることから、MVNOのユーザーの初期設定などを支援し、ユーザーに安心してスマートフォンやタブレットをご利用いただける環境を提供すべく、スマホ安心パックの提供を推進してまいります。

競争優位を進めるため、「Optimal Biz」、「Optimal Support」など、当社が提供する他のサービスと連携した統合的なサービスを提供することで、同業他社との差別化を図りつつ、収益の向上を目指します。

また、リモートマネジメントサービスは世界的にも競合他社が少なく、グローバルでサービスを提供する企業の増加や、個人間のコミュニティの広がりを背景として、当該サービスに対するニーズがグローバルで高まってきております。 「Optimal Remote」のグローバル展開はもちろんのこと、個人間でスマートフォンとスマートフォンの画面共有・リモート操作を行うことができる「Optia」もグローバル展開を推進してまいります。

今後、IoT/ウェアラブル時代のリモートテクノロジー戦略として、「Remote Experience Sharing」構想を推進してまいります。

最後に、その他サービスについて、法人及び個人向けコンテンツマネジメントサービスである「使い放題シリーズ」は、利用者や目的毎に、月額定額で「いつでも」「どこでも」「なんどでも」コンテンツが使い放題となるサービスを提供します。お客様の様々なニーズに対応すべく、製品・サービスの対象市場や目的に応じて、以下のラインナップを提供しております。また、その他製品では、既存の一部提供製品や個別カスタマイズ製品のことを指しております。

製品・サービス名	概要
パソコンソフト使い放題	娯楽から辞書まで様々なジャンルのソフトウェアを定額で好きなだけご利用できるパソコンソフト使い放題サービス。
ビジネスソフト使い放題	定額でビジネスソフトが使い放題、電子書籍が読み放題となるサービス。ウイルス対策から年賀状作成といった様々なジャンルのソフトウェアからパソコンの使い方で困ったときに便利な電子書籍まで幅広いコンテンツを利用できる。
タブレット使い放題・スマホ使い放題	人気雑誌、端末保証、家族共有カメラ、クラウドストレージ、ネットプリントが全部利用できる電子雑誌トータルサービス。 より便利に、より安心してタブレットやスマートフォンを楽しく活用することができる。
その他製品	その他製品では、既存の一部提供製品や個別カスタマイズ製品のことを指します。

「パソコンソフト使い放題」、「ビジネスソフト使い放題」は、主に通信キャリアや端末メーカーを通じてユーザーにサービスの提供を行っており、継続的なコンテンツ拡充を行うことにより、サービス価値を高めていき、売上の拡大を行ってまいります。

また、当社では更なる売上拡大を目指し、コンテンツマネジメントサービスでは、成長分野であるスマートフォン、タブレットを中心とした、サービス展開を強化しております。特に、「タブレット使い放題」（平成26年11月提供開始）・「スマホ使い放題」（平成27年2月提供開始）は、当社では初めてとなる個人向けの直接販売(AppStore、Google Play)での販売を行っており、新たなビジネスモデルの獲得による売上拡大を目指しております。更に、MVNO、固定・移動キャリア、ISP、携帯販社、量販店を通じてユーザーにサービス提供をおこなっており、継続的なコンテンツ拡充を行うことにより、サービス価値を高めていき、売上の拡大を行ってまいります。

直近の市場動向として、MVNO市場が広がり始めていることから、当該市場に対してタブレット、スマートフォン向けトータルサービスを提供することにより、ユーザーが安価かつ安心してタブレットやスマートフォンを楽しく活用できる環境の提供を推進してまいります。

本サービスの競争優位の源泉である、雑誌以外のトータルサービスが提供できる点及び準新刊モデル（過去1号前から最大1年間のバックナンバーがフルコンテンツ読み放題となるモデル）により、フルコンテンツの提供比率を高く維持することができ、ユーザー、出版社の双方に便益の高いサービスとなっている点を強みとし、同業他社との差別化を図りつつ、収益の向上を目指してまいります。加えて、同業他社では、Webブラウザベースによるビューワーの提供が行われておりますが、当社では、OS毎に最適化された自社開発の専用ビューワーによる操作性を向上させることにより、より快適に雑誌を閲覧できる環境を実現しております。

今後、新たなビジネスモデルを創造し、自社開発の専用ビューワーを強化することで、ユーザーに対して新たな価値を提供することを目指してまいります。

その他製品では、既存の一部提供製品や個別カスタマイズ製品のことを指しておりますが、今後は減少傾向にあります。

（イ）海外市場への展開

アジアでのスマートデバイス市場の急成長を受け、引き続き、特に中国及び東南アジア諸国を重点アプローチ先として、クラウドデバイスマネジメントサービス及びリモートマネジメントサービスをパートナー企業と共に通信キャリアや端末メーカーに対し積極的に販売展開してまいります。すでに中国市場においては、KDDI株式会社の子会社であるDMX Technologies Group Limitedと販売代理店契約を締結し、販売を実施しております。なお、採用実績としては、モバイル出荷台数において世界第３位(出典:IDC「2013年通年のメーカー別世界スマートフォン出荷トップ5」)の華為技術有限公司(HUAWEI)に「Optimal Remoteを」採用いただいております。加えて、テレビ出荷数世界第4位（注）のグローバル複合企業である青島海信通信有限公司（Qingdao Hisense Communications Co Ltd）のシニア向け高級Androidスマートフォン「Hisense E360」を共同開発し、中国国内で販売を開始しております。「Hisense E360」では、リモートマネジメントサービスのスマートフォン同士による画面共有サービス「Optia」を標準搭載し、メイン機能として「心连心」（リモートサポート機能）を提供しております。その他、シンガポールでは、「TreeBox Solutions Pte Ltd」、「docomo Singapore Pte Ltd」、タイでは「Crescere Thailand」、ベトナムでは「KDDIベトナム コーポレーション」と、中国含む４カ国６社へと展開国及び販売パートナー数を拡大しております。

（注）2014年6月11日時点 米国大手市場調査会社ディスプレイサーチ調査結果による。

②組織体制整備に関する課題

（ア）サービス開始までの期間短縮

高度化するクライアントのニーズに対応するために、当社は企画から開発、検証まで一気通貫でプロダクトを担当するビジネスユニット制を導入しております。引き続き、ビジネスユニット制導入による効果を最大限発揮することにより、サービス開始までの期間短縮に取り組んでまいります。

（イ）フレキシブルな組織体制

当社の成長分野でありますクラウドデバイスマネジメントサービスでは、競合他社も多く、ユーザーのニーズも多様化しております。そのニーズに逸早く対応するためには、開発リソースを集中させ短期間で新機能を開発する必要があります。そのためにも、フレキシブルに人員の配置転換を行える体制を構築し、市場シェアを更に拡大させグローバルで競争できる製品・サービス開発を行ってまいります。

（ウ）人員の拡充と組織の強化

当社の主要な収入源であるソフトウェアサービスライセンスにおいては、複数の大規模プロジェクトに対応するために開発部門人員の拡充及び開発体制の強化が最重要課題となっております。現在の人員を中心としつつ、優秀なエンジニアを獲得していく他、プロジェクトに合致した技術を有している派遣社員を活用してまいります。また、プロジェクトマネジメント手法の改善等により更なる開発体制の強化・改善を図ってまいります。

③研究開発部門及び知的財産戦略の強化

当社は、創業以来、研究開発活動並びにこれによってもたらされる知的財産の獲得は、他社との差別化の根幹であると考え、これらに注力してまいりました。その結果、平成27年5月14日時点で出願数322件（うち海外出願102件）、登録数117件（うち海外登録34件）、また、平成27年3月期中での研究開発による知財として出願数52件（うち海外18件）、登録数40件（うち海外15件）となり、年間特許登録数は過去最高を更新し、より先進的な研究開発の成果を実現できる1年になりました。

今後も、常に新しい分野において積極的に研究開発を行い、知的財産を構築し、新しい市場の創出とイノベーションの創出を同時に行ってまいります。

今後もこれまで同様、研究開発に関わる人員と体制を強化すると共に、これまで以上に海外での特許取得に注力してまいります。

④品質保証体制の強化

当社が提供するソフトウェアは、これまでもクライアントによる厳しい受入検査をクリアしてきておりますが、今後は更に踏み込んだサービス品質の向上を目指してまいります。そのためにも、より一層厳格な品質保証体制とすべく、品質管理ミーティングの定期実施、また、全社会議での全従業員への品質強化の意識付けを行い、サービス品質保証の強化を実現し、ユーザーの満足度を上げることにより、更なるユーザー獲得に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

①クラウドデバイスマネジメントサービス

当事業年度も「Optimal Biz」のライセンス販売数が引き続き堅調に推移し、３年連続国内SaaS型MDM市場シェア№1（出典：株式会社アイ・ティー・アール「ITR Market View：エンタープライズ・モバイル管理／スマートアプリ開発市場2014」）を獲得いたしました。当社では、本事業分野においても知的財産戦略の強化を行っており、デバイス管理の抜け道を防ぐ独自シールドテクノロジー「Secure Shield」が米国にて特許を取得するなど独自技術開発を推進するとともに、全ての端末をマネジメントすることをコンセプトに、新端末や新OSへの即時対応、ウェアラブル機器などタブレット、スマートフォン、PC以外のデバイスへの対応も強化し、積極的な製品開発を行ってまいりました。また、販売面では中小企業や大企業でのスマートフォン、タブレットの本格導入が進んだことにより１社あたりの管理台数が大幅に増加いたしました。この傾向は来年度以降も続くものと見られております。

②リモートマネジメントサービス

ライセンス販売で新規アカウントの獲得、既存アカウントとの更なるビジネスの拡大により、堅実にビジネスを進めております。固定回線向けプレミアムリモートサポートサービスと、MVNO向けスマホ安心パックの2つのストック型ビジネスが本格的に立ちあがり、MVNO回線の伸びにより、さらに当社サービス導入企業が増加しております。

また、あらゆる人にそのとき必要な体験(知識、ノウハウ、情報)を遠隔から共有する、「Remote Experience Sharing」を発表し、既存のリモートマネジメントサービスの枠にとらわれない、新たなサービスを開発いたしました。このIoT・ウェアラブルとの融合によりさまざまな産業へのリモートマネジメントサービスの導入を進めてまいります。

③サポートサービス

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社からのPCセットアップツールや診断・復旧サービスなどのライセンス料により一定の安定収入を確保出来ております。しかし、PC市場は成長性が鈍化しており、当該売上高は減少傾向にあります。今後、MVNO向け及び光コラボレーションモデル(注)での端末診断ツールの開発、提供を行い、固定回線に限らず、モバイル回線へも当社の技術を適用し、サービスの拡大を進めてまいります。

④その他サービス

「パソコンソフト使い放題」、「ビジネスソフト使い放題」（パソコンソフト使い放題の法人向けサービス）ともに、大手固定通信キャリアを中心にサービス取り扱い事業者の拡大が進んでおります。また、新たにサービスを開始した「タブレット使い放題」では、モバイル機器をターゲットとしているため、固定通信キャリアだけでなく、MVNOやISP、携帯販社といったあらゆるチャンネルでの取り扱い拡大に注力しております。

（注）光コラボレーションモデル…多様なプレイヤーが、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から光アクセスの「サービス卸」を受け、自社の強みと組み合わせ、自社サービスとしてエンドユーザーに提供するサービスのこと。

(6) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

東　京　本　社	東京都港区愛宕二丁目５番１号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19F
佐　賀　本　店	佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木223番地１
CANTERA Office（注）	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目14番16号 博多駅前センタービル10F

（注）福岡支店の呼称をCANTERA Officeに変更いたしました。

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115名	3名増	33.6歳	4.6年

（注）　使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,116,000株

(2) 発行済株式の総数　1,652,900株

(3) 株主数　1,468名

(4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
菅谷俊二	1,206,000株	72.96%
東日本電信電話株式会社	100,000株	6.05%
日本証券金融株式会社	24,200株	1.46%
富士ゼロックス株式会社	15,290株	0.93%
株式会社ＳＢＩ証券	15,000株	0.91%
松井証券株式会社	11,500株	0.70%
小上勝造	11,000株	0.67%
株式会社佐賀電算センター	8,000株	0.48%
宋文洲	6,600株	0.40%
徳田整治	5,000株	0.30%
野々村耕一郎	5,000株	0.30%

（注）持株比率は自己株式（10株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		平成18年３月28日	平成20年２月29日
新株予約権の数		700個	209個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 140,000株 (新株予約権１個につき200株) (注)３、４	普通株式 41,800株 (新株予約権１個につき200株) (注)３、４
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 6,000円 (１株当たり 30円) (注)３、４	新株予約権１個当たり 180,000円 (１株当たり 900円) (注)３、４
権利行使期間		平成19年３月30日から 平成27年６月30日まで	平成20年３月29日から 平成30年３月28日まで
行使の条件		(注)１	(注)２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 700個 目的となる株式数140,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 209個 目的となる株式数 41,800株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注)１．本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。

① 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権の行使時において、本新株予約権者が、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。

③ 本要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。

２．本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。

① 本新株予約権者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。

② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3．平成22年11月18日付で普通株式１株を100株、平成26年７月９日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

4．平成27年４月１日付で普通株式１株を４株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度の新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の調整は行っておりません。

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		平成20年２月29日	平成26年８月13日
新株予約権の数		59個	1,106個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　11,800株 （新株予約権１個につき200株） （注）３、４	普通株式　1,106株 （新株予約権１個につき１株） （注）４
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 180,000円 （１株当たり 900円） （注）３、４	新株予約権１個当たり 1,535円 （１株当たり 1,535円） （注）４
権利行使期間		平成20年３月29日から 平成30年３月28日まで	平成28年８月14日から 平成36年８月13日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　47個 目的となる株式数　9,400株 保有者数　2名	新株予約権の数　1,067個 目的となる株式数　1,067株 保有者数　4名
	社外取締役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名
	監査役	新株予約権の数　12個 目的となる株式数　2,400株 保有者数　1名	新株予約権の数　39個 目的となる株式数　39株 保有者数　1名

（注）１．本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。

① 本新株予約権者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。

② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2．① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

3．平成22年11月18日付で普通株式１株を100株、平成26年７月９日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

4．平成27年４月１日付で普通株式１株を４株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度の新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の調整は行っておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		平成26年８月13日
新株予約権の数		14,437個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　14,437株 （新株予約権１個につき　1株） （注）２
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　1,535円 （１株当たり　1,535円） （注）２
権利行使期間		平成28年８月14日から 平成36年８月13日まで
行使の条件		（注）１
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　14,437個 目的となる株式数　14,437株 交付者数　110名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 交付者数　0名

（注）１．① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

２．平成27年４月１日付で普通株式１株を４株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度の新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の調整は行っておりません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅谷俊二	
取締役	古賀一彦	技術担当
取締役	野々村耕一郎	営業担当
取締役	林　昭宏	管理担当
常勤監査役	白田　悟	
監査役	吉冨勝男	
監査役	飯盛義徳	慶應義塾大学総合政策学部教授

（注）監査役吉冨勝男及び飯盛義徳は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
古賀哲夫	平成26年６月30日	辞任	社外取締役 株式会社ヒト・コミュニケーションズ取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1名)	75,700千円 (5,000千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	7,700千円 (1,200千円)
合計 （うち社外役員）	8名 (3名)	83,400千円 (6,200千円)

（注）１．上記には、平成26年６月30日をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	飯盛義徳	慶應義塾大学 総合政策学部教授	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　古賀哲夫	病気療養により、当事業年度に開催された取締役会を欠席いたしました。また、平成26年６月30日をもって辞任により退任いたしました。
監査役　吉冨勝男	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役　飯盛義徳	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、当社定款において同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,600千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、財務報告に係る内部統制及び株式上場申請に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款及び社内規程の遵守と企業倫理の徹底は経営の基本であるとの認識のもと、取締役自らがコンプライアンスに関する取り組みを推進する。

取締役会は、法令、定款及び社内規程等に基づき、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令及び社内規程が定める権限により、監査役規程に基づき取締役の職務の執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に従い、適切に文書・記録等の保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関して、取締役及び使用人（スタッフ）は、リスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役は取締役会規程等に基づき、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

また、取締役会は経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関とする。

(5) 使用人（スタッフ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人（スタッフ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動指針を定め、社内規程などの整備を行い、コンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。

また、適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、独立した内部監査部門による監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（スタッフ）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を置くことができる。

(7) (6)の使用人（スタッフ）の取締役からの独立性に関する事項

使用人の独立性を確保するため、監査役を補助する使用人（スタッフ）は監査役会の事前の同意を得た、取締役の指揮命令には服さない使用人（スタッフ）とする。

(8) 取締役及び使用人（スタッフ）が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人（スタッフ）は、法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告する。

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会のほか、ディレクターミーティング等の重要な会議に出席するとともに、稟議等重要な書類を確認する。

また、監査役による取締役及び各ディレクター等からの個別ヒアリングを定期的に行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人（スタッフ）は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の実効性を高めるための環境を整備するように努める。

また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換や内部監査担当との連携により、効果的な監査業務を行う。

なお、監査役は、当社の会計監査人と会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換も行う。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,200,315	流動負債	659,000
現金及び預金	1,759,732	買掛金	122,395
受取手形	32,580	未払金	78,465
売掛金	317,111	未払費用	31,909
仕掛品	12,696	未払法人税等	157,932
前払費用	19,384	未払消費税等	68,328
繰延税金資産	54,741	前受金	30,433
その他	4,068	前受収益	73,374
固定資産	195,793	賞与引当金	61,500
有形固定資産	57,556	役員賞与引当金	29,400
建物	47,906	預り金	5,260
工具、器具及び備品	9,649	固定負債	19,475
無形固定資産	8,530	資産除去債務	19,475
ソフトウエア	8,369	負債合計	678,475
その他	161	（純資産の部）	
投資その他の資産	129,706	株主資本	1,717,633
長期前払費用	20,398	資本金	411,356
敷金及び保証金	99,198	資本剰余金	695,487
繰延税金資産	8,553	資本準備金	375,856
その他	1,555	その他資本剰余金	319,631
		利益剰余金	610,804
		その他利益剰余金	610,804
		繰越利益剰余金	610,804
		自己株式	△14
		純資産合計	1,717,633
資産合計	2,396,108	負債純資産合計	2,396,108

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,149,654**
売上原価		**304,404**
売上総利益		**1,845,249**
販売費及び一般管理費		**1,443,181**
営業利益		**402,067**
営業外収益		
受取利息	570	
助成金収入	1,132	
雑収入	257	1,960
営業外費用		
為替差損	528	
雑損失	0	528
経常利益		**403,499**
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	1,883	1,883
税引前当期純利益		**401,616**
法人税、住民税及び事業税	182,111	
法人税等調整額	△23,786	158,325
当期純利益		**243,291**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	183,380	147,880	－	147,880	367,512	367,512	△33,462	665,310	665,310
当期変動額									
新株の発行	227,976	227,976		227,976				455,952	455,952
当期純利益					243,291	243,291		243,291	243,291
自己株式の取得							△199,485	△199,485	△199,485
自己株式の処分			319,631	319,631			232,932	552,563	552,563
当期変動額合計	227,976	227,976	319,631	547,607	243,291	243,291	33,447	1,052,322	1,052,322
当期末残高	411,356	375,856	319,631	695,487	610,804	610,804	△14	1,717,633	1,717,633

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・仕掛品　　個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物(建物付属設備を除く）・・・定額法

上記以外の資産・・・定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　10年～15年

工具、器具及び備品　　４～10年

②無形固定資産

・市場販売目的のソフトウエア　見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

②役員賞与引当金　役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③受注損失引当金　受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務について損失発生見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　64,357千円

(2) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額

金銭債権　335千円

金銭債務　857千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,652,900株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　10株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　207,200株

（注）平成22年11月18日付で普通株式１株を100株、平成26年７月９日付で普通株式１株を２株、平成27年４月１日付で普通株式１株を４株とする株式分割を行っておりますが、株式の数は最終の株式分割前の数を記載しております。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 現金及び預金	1,759,732	1,759,732	－
(2) 受取手形	32,580	32,580	－
(3) 売掛金	317,111	317,111	－
(4) 敷金及び保証金	99,198	92,635	△6,562
資産計	2,208,622	2,202,059	△6,562
(1) 買掛金	122,395	122,395	－
(2) 未払金	78,465	78,465	－
(3) 未払法人税等	157,932	157,932	－
(4) 未払消費税等	68,328	68,328	－
負債計	427,122	427,122	－

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は将来のキャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	19,895千円
役員賞与引当金	9,731千円
資産除去債務	6,298千円
未払事業税	11,561千円
未払費用	7,383千円
買掛金	2,088千円
未払金	2,018千円
前払費用	2,874千円
前受金	2,905千円
減価償却超過額	13,343千円
その他	754千円
繰延税金資産小計	78,855千円
評価性引当額	△10,909千円
繰延税金資産合計	67,945千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	4,650千円
繰延税金負債合計	4,650千円
繰延税金資産の純額	63,295千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,045千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	4,714千円	2,165千円	2,548千円
合　　計	4,714千円	2,165千円	2,548千円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	792千円
１年超	1,756千円
合計	2,548千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	943千円
減価償却費相当額	943千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　259円79銭

(2) １株当たりの当期純利益　40円47銭

（注）当社は、平成26年７月９日付で普通株式１株につき普通株式２株、平成27年４月１日付で普通株式１株につき普通株式４株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「１株当たりの純資産額」及び「１株当たりの当期純利益」を算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年２月24日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割について決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、一層投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年３月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき４株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

イ．株式分割前の発行済株式総数　　1,652,900株

ロ．株式分割により増加する株式数　4,958,700株

ハ．株式分割後の発行済株式総数　　6,611,600株

ニ．株式分割後の発行可能株式総数　24,464,000株

③ 分割の日程

効力発生日　　平成27年４月１日（水）

(3) その他

当該株式分割による影響については「１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社オプティム

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　保　範　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　沼　田　敦　士　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オプティムの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査担当等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

株式会社オプティム　監査役会

常勤監査役　白田　悟　㊞

社外監査役　吉冨　勝男　㊞

社外監査役　飯盛　義徳　㊞

以　上

株主総会参考書類

議 案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①事業の多様化に対応するため、第２条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

②当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条（社外取締役の責任免除）及び第39条（社外監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条及び第39条の規定を改正するものであります。

なお、定款第29条の改正に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

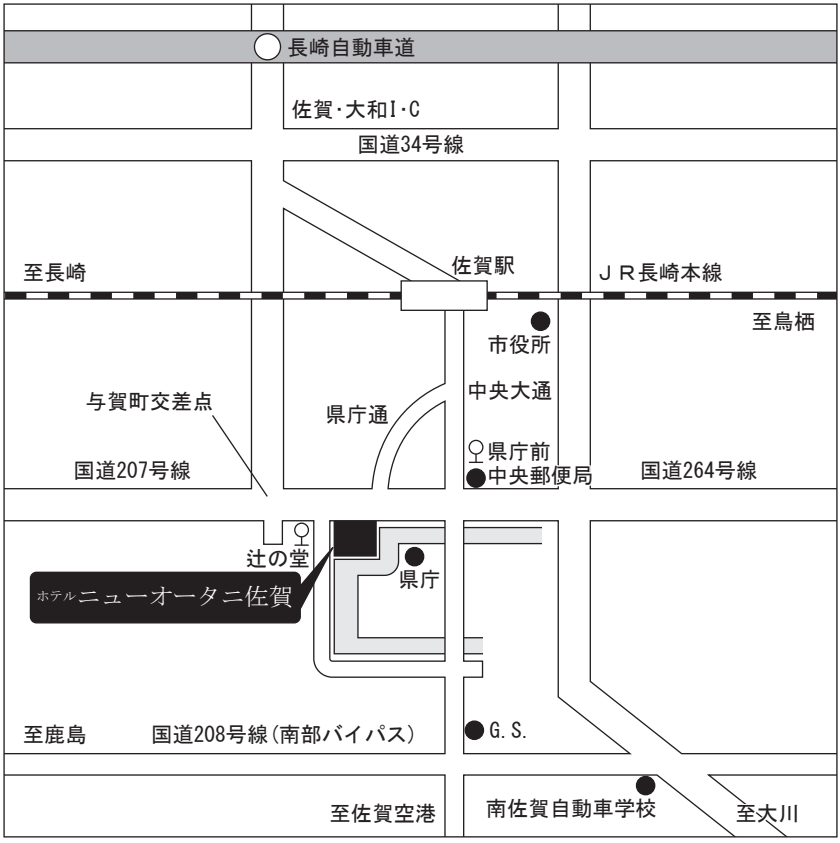
現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（12）（条文省略） （新設） （13）～（15）（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（12）（現行どおり） （13）電気通信事業法に定める電気通信事業 （14）～（16）（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（社外取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。
（社外監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。
（配当の除斥期間） 第45条　株主財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払いの義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第45条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：佐賀県佐賀市与賀町１－２
ホテルニューオータニ佐賀　２階　キャッスルテラス
TEL 0952－23－1111



交通　ＪＲ佐賀駅バスセンターよりバスで約８分（辻の堂下車）
佐賀空港よりバスで約20分（県庁前下車）